

# 21. 協会規約細則

## ◆登録規程

1. 本協会に加入希望チームは、年度毎に登録しなければならない。
  2. 登録手続は、本協会の登録申込書に所定事項を記入し、登録料・個人会費を添えて協会事務所に提出する。前年度登録チームには、事前に協会事務局から連絡する。
  3. 登録資格者は、安城市内に居住か在勤のいずれかに該当する者とする。  
但し、市外者も登録を認め本年度から人数制限は廃止とする。  
(チーム・個人登録の注意事項を参照のこと)
  4. 選手の追加登録は、追加登録申込書に所定事項を記入し、個人会費を添えて協会事務所に提出する。追加登録の有効は、大会前の代表者会議以降とする。但し、年度初めは、特例を認めることができる。
  5. 登録は、重複しない。(但し、壮年の部は、一般男子の部に登録できる)
  6. 登録人員は、制限なしとする。
  7. この規程の改廃は、理事会の決議で以て実施する。
- 付則 (1) この規程は、1979年(昭和54年)2月7日から適用する。 (2) 1985年(昭和60年)3月2日一部改正  
 (3) 1988年(昭和63年)2月6日一部改正 (4) 2009年(平成21年)2月1日一部改正  
 (5) 2017年(平成29年)1月10日一部改正 (6) 2020年(令和2年)3月7日一部改正

## ◆納入費用規程

1. 本協会に登録チームは、この規程に示す費用を納入する義務を負う。
2. 納入費用は、次のとおりとする。

### (1) チーム登録料

No.	種 目	登 録 料
1	一般男子・女子・壮年・実年・シニア・ハイシニア	6,000円
2	レディース・エルダー・エルデスト	4,000円
3	小学生・中学生クラブ	4,000円

### (2) 個人会費 (一人当たり)

No.	種 目	登 録 料
1	一般男子・女子・壮年・実年・シニア・ハイシニア	1,000円
2	レディース・エルダー・エルデスト	1,000円
3	小学生・中学生クラブ	300円

内訳：NPO法人安城市体育協会 500円 (小中学生250円)  
 安城市ソフトボール協会 500円 (小中学生 50円)

### (3) 主催大会参加料

1	トーナメント大会	4,000円
2	リーグ戦 (安城リーグ)	12,000円

### 3. 県協会の登録料は次の通り

No.	種 目	チーム登録料	個人会費
1	実業団 (一般男子・一般女子)	22,000円	500円
2	クラブ (男子・女子)、教員	17,000円	500円
3	一般男子(ゴム)、壮年、実年、シニア、ハイシニア	12,000円	500円
4	レディース、エルダー、エルデスト	12,000円	500円
5	中学生 (クラブ男子・女子)	7,500円	不要
6	小学生 (クラブ男子・女子)	6,500円	不要

※個人追加登録料一人当たり 1,000円 (小中学生は不要)

4. 本協会がその目的達成のため、前項に示した以外の費用を必要とする場合は、理事会の議決を経てこれを納入する。
5. この規程の改廃は、理事会の決議で以て実施する。

付則 (1) この規程は、1979年(昭和54年)2月7日から適用する。

(2) 1982年(昭和57年)2月4日一部

改正以降、2010年(平成22年)1月27日まで15回の一

## ◆審判服・記録服補助規程

1. 本規程は、公益財団法人日本ソフトボール協会公認審判員・公式記録員の登録者で本協会に委嘱された者に、公式制服の補助に関する事項を決めたものである。
2. 補助は、本協会の予算内で実施する。
3. 補助の範囲は、次のとおりとする。
  - (1) 審判服・記録服の種類
    - ① 帽子 1個
    - ② 上着長袖 1個
    - ③ 上着短袖 1個
    - ④ ズボン 1個
    - ⑤ 備品
  - (2) 期間は、原則として2年間に各種類とも1回までとする。
  - (3) 補助金基準は、価格の2割以下とする。(但し、補助金予算内)
4. 本規程の改廃は、理事会の決議で以て実施する。

付則

- (1) 本規程は、1979年(昭和54年)4月1日から適用する。
- (2) 審判服・記録服の希望者は、審判部・記録部に申し込みをする。
- (3) 1987年(昭和62年)2月6日一部改正
- (4) 2012年(平成24年)3月3日一部改正

## ◆弔事・見舞規程（慶弔規程を下記の通り改正する）

区分	項目	対象	金品	適用
弔事	死亡	役員 審判員 記録員	1万円 生花一对 弔電	原則として役員代表が葬儀に参列する
見舞	病氣	役員	5千円	入院（7日以上）
	怪我	役員 審判員 記録員	5千円	本協会が主催(主管)する大会中の怪我で入院
	家屋損壊等	役員 審判員 記録員	その都度	本協会の三役で被害規模に応じて金額を決定する

備考

- (1) 役員は、理事会メンバーを言う。
- (2) 支出は、本会計より行う。
- (3) 本規程の改廃は、理事会で決定する。
- (4) 昭和63年1月30日より実施する。
- (5) 平成2年2月3日一部改正
- (6) 平成20年1月26日一部改正
- (7) 平成22年1月17日一部改正
- (8) 令和3年1月31日一部改正
- (9) 令和4年1月31日一部改正し名称変更

### ◆賛助金規程（全面改正）

1. 本規程は、理事会メンバーの賛助金を決めたものである。
2. 賛助金は、一律2,000円とする。
3. 賛助金は、年度初めに会計に納付する。
4. 本規程の改廃は、理事会の決議で以て実施する。

付則 (1) 本規程は、1984年(昭和59年)1月31日から適用する。

(2) 2022年(令和4年)1月31日に全面改正

### ◆旅費補助規程（新設）

1. 本規程は、旅費補助を決めたものである。
2. 支給対象は、理事会メンバーとする。
3. 愛知県ソフトボール協会西三河支部等が西三河地区で開催される場合は、旅費として500円を支給する。(安城市内は除く)
4. 本規程の改廃は、理事会の決議で以て実施する。

付則 (1) 本規程は、2022年(令和4年)1月31日から適用する。

### ◆表彰規程

1. 本協会の振興発展に貢献し、その功績顕著なる者に対し、この規程の定めるところにより表彰を行う。
2. 表彰は、次の通り。
  - (1) 協会の役員等で勤続8年以上にして功績顕著なる者
  - (2) 協会所属の団体又は個人で5年以上にして功績顕著なる団体及び個人
  - (3) 協会代表として県大会等で優勝又はこれに準ずる成績を収めた団体
  - (4) 協会関係者以外でソフトボールの振興に尽力し、著しく功績を挙げた者
3. 表彰は、毎年定時総会にて行う。
4. 表彰選考委員会は、理事会を以てこれに当たる。
5. 被表彰者には表彰状及び記念品を贈呈する。

### ◆申し合わせ事項

1. 各会議には、欠席者は、委任状を提出すること。
2. 役員は、諸大会・諸会議に参画し協力すること。
3. 上部団体（安城市スポーツ協会・安城市体育協会）への役員派遣は、原則として理事長・事務局長とする。